

反すう家畜用飼料への動物由来たん白質混入防止に関するガイドラインに関する Q&A

1. ガイドラインの適用、対象範囲

Q1. このガイドラインに違反した場合、罰則規定はあるのでしょうか？

このガイドラインに違反したことをもって、直ちに罰則が適用される訳ではありません。

しかし、このガイドラインによる管理を行わずに A 飼料に動物性たん白質が混入した場合には、「飼料および飼料添加物の成分規格等に関する省令」に規定する「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する成分規格並びに製造、使用および保存の方法の基準」に抵触する恐れが高く、これらに該当する事実が認められた場合には、飼料安全法第 4 条違反に該当します。同法第 67 条の 1 において 3 年以下の懲役、若しくは 100 万円以下（法人にあっては行為者に加え法人に対して 1 億円以下の罰金）の罰金と定められています。

Q2. 原料メーカーの過失により、A 飼料に B 飼料が混入した場合、飼料製造業者と原料メーカーの責任区分はどうなるのでしょうか？

動物性たん白質が混入した原料を供給した原料メーカーと、この原料を受入れて A 飼料を製造した飼料製造業者の双方に責任が発生するものと考えられます。

Q3. 運送業者や保管業者がガイドラインを遵守しない場合、その責任を問われますか？

運送業者や倉庫業者は、飼料の製造業者等から委託等を受けて飼料の輸送、保管等の業務を行うことから、直接的に飼料安全法上の責任を問

われることはないと考えられます。しかし、飼料の輸送、保管等を委託等する製造業者等は、輸送・保管を行う運送業者や保管業者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査・確認することが必要です。

Q4. A 飼料専用工場への転用はどの時点をもって承認されますか。また、魚粉工場の確認制度のような公的な機関の確認が必要ですか？

特に承認制度を取っているわけではありません。しかし、本ガイドラインの通則 にあるように、洗浄クリーニング後に取り扱う A 飼料の最初のロットについて、動物由来たん白質等が含まれていないことを確認することが必要です。

また、公的な機関の確認を特に要するものではありませんが、独立行政法人肥飼料検査所による立入検査で製造工程等の分離状況の確認を行うこととなります。

Q5. 魚粉二種混合飼料製造工場等もガイドライン対象になるのでしょうか？

本ガイドラインの定義上、魚粉は動物由来たん白質等に含まれることから、魚粉二種混合飼料製造工場も本ガイドラインの対象となります。

Q6. 飼料製造業者・販売業者（製造メーカー、問屋、全国協同組合、都道府県協同組合、地区協同組合等）は、飼料業務管理規則を策定・書面化する対象となりますか？

本ガイドラインの 1 および 2 の（1）から（6）までに該当する飼料等の製造業者・販売業者は該当する業務について飼料業務管理規則を策定・書面化する必要があります。なお、一般の輸送、保管業者は、業務委託契約等の中で、実地の管理が出来るよう定める必要があります（Q79 参照）。

Q7. 品質管理 の飼料製造業者は A 飼料・B 飼料を同一工場で製造している者を対象にしているのであって、A 飼料のみの製油メーカーおよび製粉メーカーは該当しないと考えてよいでしょうか？

A 飼料のみを製造する製油メーカーおよび製粉メーカーであっても、飼料として製造販売しているのであれば該当します。

Q8. A 飼料の受入口は、B 飼料、動物由来たん白質等の受入口と隔離することとされていますが、この規定は B 飼料のみを出荷する施設および反すう動物を飼養していない農家にも適用されますか？

これまで A 飼料として取り扱われてきた飼料（原料）を、B 飼料として受入れるのであれば、隔離する必要はありません。この規定は、A 飼料として取り扱われてきた飼料（原料）を、A 飼料として受入れる場合に適用されるものであり、B 飼料のみを出荷する施設および反すう動物を飼養していない農家が当該飼料を B 飼料として受入れるのであれば、本規定は適用されないこととなります。

Q9 本ガイドラインの第 5 に規定されている製造業者以外の製造業者・輸入業者・販売業者・農家には経過措置はないのでしょうか？

第 5 に規定されている製造業者以外については経過措置がありません。出来る限り早く対応する必要があります。

Q10. 飼料会社の中継基地や販売業者のガイドラインの遵守状況は、どこが検査するのでしょうか？

独立行政法人肥飼料検査所または都道府県の検査機関がガイドラインの遵守状況の確認を行います。

2. 用語の定義、解釈

Q11. A 飼料、B 飼料、反すう動物用飼料および豚・鶏用飼料は、具体的な違いを教えてください。

反すう動物用飼料は A 飼料でなければなりませんが、豚用飼料や鶏用飼料等であっても、動物由来たん白質等を含まないものは A 飼料として取扱うことも可能であることから、A 飼料 = 反すう動物用飼料ではありません。

動物由来たん白質等を含まない豚用飼料や鶏用飼料等を、A 飼料として取り扱うか、B 飼料として取り扱うかについては取り扱う者の自由ですが、A 飼料として取扱う場合は、本ガイドラインを遵守する必要があります。

Q12. B 飼料の製造のみを行っている工場では、原料について A 飼料としての適用はないと考えてよいですか？

A 飼料と B 飼料の区別は、取り扱う者がその取り扱う飼料を A 飼料として取り扱うか、B 飼料として取り扱うかによって決定されます。このため、B 飼料の製造のみを行っている工場で、原料を B 飼料として扱うのであれば、A 飼料としての適用はないと考えて差し支えはありません。なお、この場合、当該事業場で一度 B 飼料として取り扱われた原料を、A 飼料とすることはできません。

Q13. 魚粉は、定義の動物由来たん白質にも該当するし、B 飼料にも該当すると考えてよいでしょうか？

魚粉は動物由来たん白質であり、かつ B 飼料に該当します。

Q14. 魚油、かきがら粉末などは動物由来たん白質に該当しないと考えられます。これらを反すう動物用の飼料として用いることは可能でしょうか？

動物由来たん白質を含まない魚油やかきがら粉末などは、反すう動物用の飼料として用いることは可能です（関連質問 Q42）。

Q15. 飼料および飼料添加物の製造原料として動物たん白質や動物性油脂を使用しています。製造された飼料や飼料添加物は、A 飼料、B 飼料のどちらに該当するのでしょうか？

製造原料として用いている動物たん白質や動物性油脂が本ガイドラインの「動物由来たん白質等に該当しないもの（乳製品、卵製品、確認ゼラチン等）」でない場合は B 飼料となります。

なお、飼料として用いてはならない動物由来たん白質は、飼料添加物の製造原料としても用いることはできません。

ただし、飼料や飼料添加物の中に動物由来たん白質が残留しない場合（原料として用いた動物由来たん白質が、製品の精製段階で除去される場合）には A 飼料として取扱うことが出来ます。また、海外で製造されたゼラチン等については、わが国の基準に適合することについて製造国の政府機関等の証明書を確保することが必要です。

Q16. B 飼料に牛由来の肉骨粉は使用できないのですか？

牛の肉骨粉は、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 5 条において、「牛の肉骨粉を原料または材料とする飼料は、別に、法律、または、これに基づく命令で定めるところにより、牛に使用してはならない」、「牛の肉骨粉を原料または材料とする牛を対象とする飼料および牛に使用されるおそれがある飼料は、別に法律、または、これに基づく命令で定めるところにより、販売し、または販売の用に供するために製造し、若しくは輸入してはならない」こととされています。具体的には、飼料安全法第 3 条の規定に基づく、飼料および飼料添加物の成分規格等に関する省令において、家畜等用の飼料とすることが禁止されています。

Q17. 鯉節等を含む粉末食品と A 飼料は、隔離して保管する必要がありますか？

食品に鯉節粉末等の動物由来たん白質が含まれている場合、これは B 飼料に該当するものと考えられます。したがって、A 飼料とは隔離して保管する必要があります。

Q18. 本ガイドライン第5の経過措置では、「旧ガイドラインに準じてほ乳動物、家きんおよび魚介類由来たん白質の混入を防止すること」とされていますが、新ガイドラインの第2の3の に該当する菓子粉等は、旧ガイドラインに準じた混入防止の対象となりますか？

動物性たん白質を含む菓子粉等は、旧ガイドラインに準じた混入防止の対象となります。ライン分離の体制が整うまでの間については、新ガイドラインの第2の3に掲げるものを対象に旧ガイドラインに準じた対策を講じて下さい。

Q19. バラの原料等を輸送するトラックが例示されていないが、これも容器に含まれますか？

バラの原料を輸送するトラックも容器の定義に含まれます。

Q20. 本ガイドライン(2) のアンロード用機器とは具体的にどのようなものでしょうか？

港湾サイロにおいてトウモロコシ等を荷揚げする際に使用される機器です。

Q21. 本ガイドライン 第3基本的な指針 2、細則(4) において、「ただし、包装された飼料等を開封せずに受入れる場合であって、A 飼料の荷下ろし場所とB 飼料および動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない」とされていますが、どのような状況をさすのでしょうか？ また、荷下ろし場所とは何を指しののでしょうか？

具体的には、紙袋、トランスバッグ等の包装された飼料の受入れに当たっては、その荷下ろしの場所が明確に区分される必要がありますが、隔離する必要はありません。隔離とは、仕切あるいは十分に離れたことを意味します。荷下ろし場所とは区分された A 飼料エリアおよび B 飼料エリアを指します。

3. 設備、容器等の専用化

Q22. A 飼料の製造設備が閉鎖系ならば、B 飼料等の製造設備と隣り合っ
ていてもよいでしょうか？

B 飼料が混入する恐れがない構造となっていれば、製造設備が隣り合っ
ていても構いません。

Q23. Q22 の場合、B 飼料製造設備において、何らかの A 飼料製造設備へ
の汚染防止対策をとる必要がありますか？

B 飼料製造設備における粉塵等の飛散を最小限に抑える等の対策を
とる必要があります。

Q24. A 飼料の製造ラインの途中から分岐して B 飼料の製造ラインを併
設する（ポストミキシング等）ことは可能でしょうか？

可能です。ただし、その構造上、分岐させる B 飼料のラインから B
飼料の粉塵が A 飼料の製造ラインに混入する可能性がある場合（コン
ベアベルト等への付着等）には、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関
する省令の「完全に分離した工程」とはみなされないので注意する必要
があります。

Q25. 製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は壁若しくは仕切り
で区分する等の混入防止対策を講じることとあるが、仕切り区分は厚手
のビニールカーテン等で良いですか？

今回のガイドラインでは、粉塵等による汚染、人為的な汚染を防止す
ることが目的であるため、その設置方法等にもよりますが、ビニールカ
ーテン等を用いる場合は、粉塵等による汚染がないよう十分なバリデー
ションを実施して下さい。

Q26. ペレット、マッシュ等を他の牛専用工場で予備配合したものを、分離した工程で配合・出荷は可能ですか？

ガイドラインを遵守していれば問題はありません。

Q27. 本ガイドラインの通則 の B 飼料から A 飼料の転用にかかる施設、設備、機器等とは、製造施設、トランスバグおよびバルク車等のように専用化するものを対象としたもので、A 飼料と B 飼料等を共用する倉庫、トラック等には該当しないと考えてよいでしょうか？

この通則は、B 飼料施設を転用して A 飼料専用とする場合を規定したものであり、A 飼料専用の保管場所を設けない倉庫や A 飼料に専用化しないトラック等には該当しません。なお、A 飼料と B 飼料を共用する倉庫においては、A 飼料の専用の容器を用い、または専用の保管場所を設けなければ A 飼料の取扱いはできません。

Q28. B 飼料（袋物）を取り扱っていた倉庫に、A 飼料（袋物）を保管する場合、A 飼料の保管場所の洗浄クリーニングは必要と考えられますが、本ガイドライン通則 の「洗浄クリーニング後に取り扱う A 飼料の最初のロットについて、動物由来たん白質等が含まれないことを確認すること」は不要と考えてよいでしょうか？ また、飼料がバラの場合には、最初のロットを確認すればよいでしょうか？

袋物の倉庫などで A 飼料施設への転用後の動物由来たん白質の混入の有無の確認については、袋への付着がないことの確認でよく、分析試験等による確認は要しません。バラ保管施設やトラック等を転用する場合には、A 飼料専用に転用した後の最初のロットについて動物由来たん白質等が含まれないことを分析試験等により確認することが必要です。

Q29. バラの A 飼料を輸送するトラックの専用化が困難な場合、どのように対応すればよいでしょうか？

トラックについても専用化が原則ですが、専用化できない場合は、洗

浄クリーニング、または、十分な効果のある清掃を実施(第3の2の(3))する等、ガイドラインに沿った対応をとることが必要です。

Q30. フォークリフトを専用化する必要はありますか？

フォークリフト自体は、A 飼料が直接接触するものではないことから、専用化の必要はありませんが、タイヤ等に粉塵の付着があると問題になるので、動物由来たん白質等や B 飼料を搬送した後に A 飼料を搬送しようとするときは、フォークリフトの清掃等を実施することが必要です。

Q31. A 飼料の製品の包装に使用する容器は専用化することとあるが、これは、一般的には、トランスバッグ、PP 袋、紙袋は専用化すると考えてよいですか？

A 飼料の包装(トランスバッグ、PP 袋、紙袋)は専用化して下さい。

Q32. その他の専用化することが不可能な容器については、洗浄クリーニングを実施した後に A 飼料に使用するとあるが、トランスバッグ、バルク車、トラックも場合によっては該当すると考えてもよいですか？

トラック等で専用化が困難な場合には、洗浄クリーニングにより対応して下さい。ただし、トランスバッグおよびバルク車については専用化が原則となります。

Q33. A 飼料の輸送に当たっては、A 飼料等専用である旨の表示をした専用の容器を用いるとありますが、これは、トランスバッグおよびバルク車については専用化し、表示することを、また、バラ原料の場合、トラックについても、専用化し、表示すると考えてよいでしょうか？

A 飼料の輸送に用いるバラ原料トラックについても、専用化した上で A 飼料、または、反すう動物用飼料専用である旨の表示をすることが必要です。ただし、トラックについて専用化が不可能な場合は、第3の2の(3) のなお書きによることとなります。

なお、製造方法及び流通工程等から動物性たん白質を含まないことが明らかな原料について、他の原料と間違えることのない方法で輸送されている場合（例：植物性油脂を専用車両で輸送、とうもろこしを専用船で輸送）は、A 飼料等専用である旨の表示をした専用の容器による輸送とみなすことができます。

Q34. トランスバッグ等の包装された飼料等を輸送するトラックについては、同様の対策（専用化、表示）は必要ないですか？

包装製品においては A 飼料への B 飼料の混入の危険性は少ないと考えられますが、A 飼料に専用化することが望ましい。専用化できない場合は、粉塵等による汚染を防止する観点から A 飼料と B 飼料を区分して積載して下さい。

Q35. 紙袋のパッカーの間隔が 7m 程度であるが、完全に壁を作り遮断する必要がありますか。カーテン等で良い場合は、通常は開放していても良いですか？

動物由来たん白質等の混入を防止する観点から、完全に仕切りを設けることが望ましいと考えられます。

Q36. トランスバッグ等の容器は、「A 飼料用と B 飼料用で区分して保管し」とありますが、ユーザー特約店・運送会社から飼料工場に使用済みの空になったトランスバッグを返却する場合、A 飼料専用と B 飼料専用の物を混載し、輸送してもかまいませんか？

区分して積載して下さい。

Q37. 製品倉庫の仕切はどの程度まで必要ですか？

特に具体的な基準は定められていませんが、粉塵等による汚染、人為的な汚染を防止するため、事業場の実態に即して対策を行って下さい。

Q38. A 飼料または反すう動物用飼料専用であることを表示した車両が、鶏・豚用飼料専用の製造工場に搬入または積み込みに来た場合は、拒否すべきでしょうか？

製品の積み込みについては拒否すべきであると考えられます。

原料の搬入については A 飼料・B 飼料に共通して使用されるものが多いことから拒否はできないが、その受入れに当たっては、第 3 の 2 の(4)に規定されている受入対策を遵守する必要があります。

Q39. 飼料中継基地、代理店倉庫など、包装品を受入、保管、出荷する倉庫で、受入時のトラックからの荷卸しと出荷時のトラックへの積み込みは同一場所でもよいですか。その際、フォークリフトは、専用化する必要がありますか。また、雨天時は倉庫内で同様に作業して差し支えないですか？

A 飼料の荷卸し、積み込み場所と B 飼料の荷卸し、積み込み場所は区別することが必要ですが、A 飼料の荷卸し場所と積み込み場所は同一でもかまいません。B 飼料についても同様です。

フォークリフトについては、A 飼料が直接接触するものではないことから、専用化の必要はありませんが、タイヤ等に粉塵の付着があると問題となるので、動物由来たん白質等や B 飼料を搬送した後に A 飼料を搬送しようとするときは、フォークリフトの清掃等を実施することが必要です。

Q40. 一部屋のみ倉庫で、紙袋やトランスバッグ等の容器に入った製品の専用の保管場所はどの様に確保すればよいですか？

A 飼料と B 飼料を区分し、置き場の境が明確に分かるように保管するとともに、色分け、対象家畜等の掲示等により出荷等の作業時の人為的ミスを防止することが必要です。

なお、B 飼料の容器を置いてあった場所に A 飼料の容器を保管する場合は、予め清掃クリーニングを行って下さい。

Q41. 鶏・豚専用工場の場合、魚粉原料の受入口は別にする必要はありますか？

A 飼料を出荷しないのであれば、受入口を専用化する必要はありませんが、その受入れに当たっては、A 飼料製造事業場に輸送する可能性がある原料と魚粉原料等（動物由来たん白質等）とを同時に、または連続して受入れないように注意する必要があります。

Q42. キトサン、かきがら粉末等は魚介類由来たん白質が含まれない限りにおいて牛用飼料としてよいと聞いていますが、これらの動物由来の飼料や魚油、特定動物性油脂の製造工程は、魚粉や獣脂かす等の製造工程と共有のため、ライン分離ガイドラインに基づく分離対策を講じることが困難と考えられます。これらの工場においては、これらの動物由来飼料を A 飼料として取り扱うためには、ライン分離ガイドラインにどのように対応すればよいのでしょうか？

動物由来の原料を用いて特定動物性油脂や動物由来たん白質等が含まれない魚油、かきがら粉末、キトサン等の動物由来飼料を製造する工場については、これらの動物由来飼料の製造が完了した後の工程について、ライン分離ガイドラインに基づく分離対応をとって下さい。

4. A 飼料の取扱い

Q43. 豚・鶏農家等から返品された A 飼料の扱いはどうなりますか。紙袋でも扱いは同じですか。

豚・鶏農家等から返品された A 飼料については、当該農家において、A 飼料専用の保管場所における保管等、本ガイドラインを遵守した取扱いをしている場合には、引き続き A 飼料として取り扱うことができますが、それ以外の場合は、A 飼料として取り扱うことはできません。紙袋についても同様です。

Q44. 返品を行った相手先の状況を口頭で確認してもよいでしょうか。
あるいは相手先からの証明書が必要でしょうか？

確認方法は規定しておりませんが、関係業者間で確認することは容易と考えられます。なお、相手先の状況が不確かな場合は B 飼料として取り扱って下さい。

Q45. 反すう動物および鶏、豚にも給与できる A 飼料をバラ車で運ぶ場合、A 飼料用専用バラ車で鶏、豚農家に輸送して良いですか？

可能ですが、受入れ農家において、A 飼料と B 飼料を同時に受入れないこととする等、第 3 の 2 の (4) ~ に規定されている対策をとる必要があります。

Q46. A 飼料の受入れに当たっては、当該飼料が A 飼料として取り扱われているものであることを伝票等により確認することとあるが、どのような内容を確認するのですか。具体的に伝票に A 飼料ということが記載されていないと確認の方法がないのではないですか？

伝票と商品をつきあわせて正しいものが納入されていることを確認して下さい。その他、表示により、また、必要であれば購入した業者等に確認して下さい。

Q47. A 飼料として取り扱われているものであることを伝票等により確認することとありますが、「伝票にその旨を記載するよう製造業者等に要求するのほひとつの方法です。」と説明してよいですか？

差し支えありません。

Q48. 鶏・豚用飼料専用の製造工場で、 粉塵等の飛散を最小限に抑えること、 同時にまたは連続して A 原料と B 原料を受け入れないことを厳守する必要がありますか。

鶏・豚用飼料専用の製造工場であっても、反すう動物用飼料にも用いられる原料（とうもろこし、大豆油かす等）を受け入れる場合には、輸送車の汚染を防止するため、このような対策が必要です。

5. 清掃、点検、検査、洗浄クリーニング

Q49. 第 3 基本的な指針の 1 通則の の定期的に清掃、点検、検査とはどの程度の頻度で行う必要がありますか？

工場の規模、施設等が工場によって違うため、清掃、点検、検査の頻度について特に定めはありませんが、その頻度としては、例えば、毎日、毎週、毎月、などが考えられますので、各工場の実情に応じて検討の上、適切な頻度を管理規則上に規定し、清掃、点検、検査を実施して下さい。

Q50. A 飼料専用工場において行う品質管理について、検査方法や検査頻度は定められていますか？

特に定めはありません。各事業場の実情に合わせて、混入防止の対策を採って下さい。

Q51. 穀物の製粉加工のみを行う事業場の管理体制は、どの程度行えばよいですか？

各々の事業場に応じた飼料業務管理規則を整備する必要があります。動物由来たん白質の混入の可能性が全くないのであれば、飼料製品（ふすま等）の分析までは必要ないと考えられます。

原料の入荷、製造および出荷の状況や工場の立地等の状況を勘案し、わずかでも動物由来たん白質が混入する可能性があれば、分析検査まで行う管理対策を検討して下さい。

Q52. 飼料原料として植物油かすを製造する食用油脂製造事業所で、動物由来たん白質の混入はあり得ないと思われる場合、どのような管理体制を作ればよいですか？

各々の事業場に応じた飼料業務管理規則を整備する必要があります。動物由来たん白質の混入の可能性が全くないのであれば、飼料製品の分析までは必要ないと考えられます。

Q53. 品質管理にある「定期的に検査を行うこととする」は、どのようなことをどれくらいの頻度で行うのですか？

特に検査方法や検査頻度の定めはありません。各事業場の実情に合わせて、混入防止の対策を取って下さい。

Q54. 「洗浄の効果について事前に十分な検証」とあるが、それぞれの運送業者や保管業者が、動物由来たん白質が十分除去される洗浄方法や洗浄時間を PCR 検査等によって検証しなければなりませんか？

輸送車の構造が異なる場合や保管施設の構造が異なる場合等は、それぞれについて検証する必要があります。検査方法は、特定の方法を規定してはおりませんが、動物由来たん白質の残留の可能性があり、それが完全に除去されたことを目視、ふき取り等で確認することが困難な場合には、分析による検証も必要と考えられます。(例：動物由来たん白質原料を含む飼料を扱っていたバルク車や保管タンク等を A 飼料用に転用する場合等)

Q55. 洗浄クリーニングにおける洗浄液による洗浄とは、どのような方法ですか？

洗浄クリーニングは汚染時に行うことを想定しており、あまり行われものではないと考えられます。平積み等の蔵置場所などでは高圧水洗浄などが考えられますが、配合飼料工場の製造ライン等のような複雑かつ閉鎖系の工程では液体によるクリーニングは困難であり、粉体による

クリーニングもやむを得ないと考えられます。この場合の洗浄については、その効果についてバリデーションが必要と考えられます。

Q56. 洗浄クリーニングにおける洗浄の効果の十分な検証とは何ですか。具体的な基準が定められていますか？

特に定めはありませんが、実際に動物由来たん白質の混入がないことを確認して下さい。

Q57. 複数回使用するトランスバッグ袋について A 飼料の輸送のみに使用していても清掃クリーニングを行う必要はありますか？

ガイドライン細則（3）輸送の にあるように、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、定期的または使用前に清掃クリーニングまたは洗浄クリーニングを行う必要があります。

Q58. A 飼料への動物由来たん白質の混入の有無についての検査方法は、顕微鏡鑑定、ELISA、PCR 法のいずれでもよいと考えてよいですか？

動物由来たん白質等の混入の有無について定期的な検査をして混入防止の対策をとる必要があります。

検査方法は、混入の有無を確認する程度や状況等に応じて、顕微鏡鑑定、ELISA、PCR 法などから選択して実施して下さい。

6 作業従事者

Q59. 第 3 基本的な指針の 1 通則 の作業従事者を介して、B 飼料または動物由来たん白質が A 飼料に混入することを防止するため、B 飼料または動物由来たん白質を取扱った後に A 飼料を取扱う作業従事者は... 対策を講ずることとするとありますが、この場合は A 飼料、B 飼料を同一工場で製造する作業従事者に該当するのであって、A 飼料と肥料を取扱う倉庫での担当者には該当しないと考えるよいですか？

倉庫等でも、B 飼料を取扱った後、A 飼料を取扱う場合には、作業着

の交換等が必要です（荷下ろしの順番を A B にする場合は不要）。

肥料についても動物由来たん白質を含むものが多く、これらは B 飼料と同様の取扱いをする必要があります。

エアブローによる作業着の清掃の効果については残留物がないか目視等により確認して下さい。

Q60. B 飼料または動物由来たん白質等を取り扱った後に A 飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、またはエア等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとありますが、倉庫では 1 日のうち何度も A 飼料と B 飼料を取り扱うので「作業着の交換やエアによる除去」は業務の実態上できません。どうすればよいですか（専用容器に保管してあれば、この限りでないと考えて良いですか？）

専用容器に収納されている場合であっても B 飼料等を取り扱った後に A 飼料を取り扱う場合には、作業着の交換やエアブローによる除去等が必要です。

Q61. 鶏・豚農家と牛農家を巡回することはできますか？

動物由来たん白質を扱う農家から牛農家への巡回はできる限り避けるべきです。やむを得ない場合には、使い捨ての作業着、オーバーシューズの着用や着衣、靴の念入りな洗浄を行い、牛農家に動物由来たん白質が持ち込まれることのないよう十分に注意して下さい。

7 表示・標識

Q62. 反復使用を想定しない A 飼料の輸送容器（紙袋）についても色分けが必要ですか？

紙袋については、「A 飼料」である旨の表示を行ってれば良く、色分けまでの対応は不要です。

Q63. 汎用のサプリメント（ビタミン・ミネラル混合飼料等）についても「A 飼料」である旨の表示が必要ですか？

反すう動物用として使用する汎用サプリメントについては、「A 飼料」である旨の表示が必要です。反すう動物用に使用しないが製造段階まで「A 飼料」として取り扱われた汎用サプリメントについては、その後の輸送、使用の段階で「A 飼料」として取り扱わないものであれば、「A 飼料」である旨の表示は不要です。

Q64. A 飼料または反すう動物用飼料専用である旨の容器への表示は、何処にすればよいですか？ また、その表示は例えば、「反すう動物用飼料（A 飼料）」等の文字でよいですか？

紙袋、トランスバッグ等については、袋の任意の見やすい位置に表示して下さい。バルク車等については、A 飼料を輸送する際に運転席、荷台等の見やすい位置に標識を付して下さい。

反すう動物のみに使用する A 飼料については、「A 飼料」または「反すう動物用飼料」、「牛用飼料」等と表記し、反すう動物以外の家畜等にも使用する A 飼料については、「A 飼料」と表記して下さい。

Q65. A 飼料、B 飼料といった表示をつけるのですか？

A 飼料を輸送する場合には、「A 飼料」、「反すう動物用飼料」、「牛用飼料」等である旨の表示を付した専用の容器を用いることとしていることから、A 飼料にはこのような表示が必要です。

B 飼料への表示の義務はありません。

Q66. A 飼料を輸送する際の紙袋、PP 袋、トランスバッグ等の容器に反すう動物用飼料専用である旨、「A 飼料」、「反すう動物用飼料」または「牛用飼料」等の表示が必要になりますが、中古のトランスバックやワンウェイのトランスバック等についても表示は必要でしょうか？

必要となります。

Q67. 飼料添加物の製造用原体あるいは単一希釈製剤についても、A 飼料、B 飼料の表示は必要ですか？

「A 飼料」として流通させる製造用原体および単一希釈製剤については、「A 飼料」である旨の表示が必要です。

なお、反すう動物用に使用できない製造用原体や単一希釈製剤についても、「A 飼料」として流通させる場合には、「A 飼料」である旨の表示をする必要があります。

Q68. 飼料工場で外部業者に委託して清掃クリーニングあるいは洗浄クリーニングを行った場合、A 飼料専用のクリーニング済みトランスバッグとB 飼料専用のクリーニング済みトランスバッグを混載して輸送してかまいませんか？

かまいませんが、区分して積載して下さい。

Q69. A 飼料、B 飼料とも新たに表示しなければならない項目および表示文書を教えて下さい。

A 飼料には、A 飼料または反すう動物用飼料専用である旨の表示を行って下さい。また、確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質またはこれらを原料とする飼料では成分規格等省令に基づく以下の表示を行って下さい。

「使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと …。
- 2 この飼料は、牛 … 保存すること」

Q70. トランスバッグを A 飼料専用と B 飼料専用でそれぞれ異なる色の物とした場合、容易に識別ができますが、この場合でも、A 飼料または反すう動物用飼料専用である旨の文字による標記が必要ですか？

必要です。

Q71. で飼料等の保管場所においては色分け、対象家畜の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じることとありますが、とうもろこしサイロや飼料製造工場の牛専用工程の原料サイロおよび製品タンク等にも色分け、対象家畜の掲示等が必要ですか？

飼料取扱い専用施設の内部に設置されたタンク等、出荷時等の人為的ミスの可能性が全く想定されない場合には不要です。

Q72. ライン分離ガイドラインに規定する B 飼料の製造ライン（確認済みチキンミール等を使用するライン）で確認済みチキンミール等を含まない豚、鶏等用の配合飼料を製造した場合、当該飼料には、確認済みチキンミール等がコンタミするので、成分規格等省令別表第 1 の(5)の(サ)に規定する確認済みチキンミール等を原料とする飼料に係る使用上および保存上の注意の表示を行っても差し支えませんか？

成分規格等省令別表第 1 の(5)の(サ)に規定する確認済みチキンミール等を原料とする飼料に係る使用上および保存上の注意の表示は、確認済みチキンミール等を原料とする飼料に表示を行う旨、規定されているものであり、製造工程を共有し、コンタミのおそれのある飼料にまで当該表示を行った場合には、無用の混乱の元ともなりかねないことから、これらの飼料に当該表示を行うことは好ましくありません。

ライン分離ガイドラインにおいては、A 飼料には、A 飼料または反すう動物用飼料専用である旨の表示がされることから、この表示により A 飼料と B 飼料の識別は可能であると考えられます。なお、法定表示とは別に、反すう動物に給与しない旨の任意の表示を行う場合にも、飼料安全法令の関係規定と齟齬を生じないように留意して下さい。

【任意表示例】この飼料は、豚用ですので、反すう動物には給与しないで下さい。

Q73. 専用施設において色分け、対象家畜の掲示等が必要ないのであれば牛専用施設である、牛のみの畜産農家の飼料サイロ等の表示は必要ないので不是吗ですか？

農家段階においても、人為的ミスにより A 飼料以外のものが牛に給与

される可能性が全く想定されない管理がされていれば不要です。

肥料等の A 飼料以外の資材も保管している場合等、人為的ミスによる混入の可能性が想定される様な場合は、それを防ぐ対策を講じるべきです。

Q74. (1) 保管場所において、対象家畜の掲示とあるが、これは、倉庫において、区分保管された飼料について、牛用飼料、豚用飼料と掲示すると考えられるが、農家においても、トランスバッグ、紙袋等で保管している場合は同様に掲示すべきですか？

掲示すべきと考えられます。

Q75. また、農家においてタンクに保管しているもの(給与中を含む)についても同様に掲示するのですか？

掲示すべきと考えられます。

Q76. 住所が同じである同一敷地内に牛専用工場とその他の家畜用工場を設置(完全に独立した設備)した場合、飼料安全法上、それぞれ別の製造事業場として届出を行うとともに、別の工場として製造事業場の法定表示を行ってよいですか？ また、この場合、それぞれの工場に飼料製造管理者を設置する必要がありますか？

原料の受入から製造、出荷に至る一連の工程が全て完全に分離されている場合には、住所が同じで同一敷地内であっても別の製造事業場として届出を行い、表示することは差し支えはありません。ただし、一部に共有する工程等があり、完全に分離している工場と見なせない場合には、一製造事業場として下さい。また、別の製造事業場として届出、表示等を行う場合には、それぞれの工場において、飼料安全法に基づく製造管理等を行う必要があることから、それぞれの工場に飼料製造管理者を設置し、これらに係る管理体制を整備する必要があります

8. 管理規則

Q77. 魚粉工場においても、飼料業務管理規則を策定する必要がありますか？

魚粉工場においても飼料業務管理規則を策定する必要があります。

Q78. 鶏・豚用飼料専用の製造工場においても飼料業務管理規則、飼料品質管理規則を策定し書面化する必要がありますか？

鶏・豚用飼料専用の製造工場であっても、受入対策等本ガイドラインを遵守すべき部分があり、他の事業場への汚染を見過ごすこととなり得るため、管理規則を策定し書面化する必要があります。

Q79. 飼料業務管理規定は、製造業者と販売業者が策定することとなっていますが、飼料等の輸送業者、保管業者等は作成しなくとも良いでしょうか？

飼料等を扱う全てのものは、本ガイドラインの通則および細則を遵守しなければなりません。製造業者および販売業者における保管や輸送の業務は、一般的に保管業者や輸送業者に委託することが多いものと思われ、この場合は当事者間で必要な取決めを行うこととなっています。

Q80. プレミックス等の飼料添加物も本ガイドラインの対象となることから、飼料業務管理規則等の策定が必要ですか？

必要です。

Q81. 飼料等の輸入業者は飼料品質管理規則を策定が必要ですか？

輸入される飼料等については、輸入業者がその品質や表示等に関する責務を持っていることから、飼料品質管理マニュアルなどの規則を策定して、品質の確保を図ることが望ましい。

Q82. 品質管理責任者には、資格等の条件がありますか？

特にありません。

Q83. 飼料業務管理規則の管理者と飼料品質管理規則の管理者を兼任することはできますか？

品質管理の業務として業務管理が有効に機能していることを検証することが含まれていることから、兼任することは望ましくありません。

Q84. 飼料製造管理者が品質管理責任者になり、他の者が飼料業務管理規則の管理者となることが出来ますか？

飼料製造管理者が品質管理担当を兼ねることは好ましくないことから、この場合は飼料製造管理者と別に品質管理責任者を置くことが適切です。

Q85. 飼料業務管理規則と飼料品質管理規則をそれぞれ別途作成せず、飼料業務管理および飼料品質管理規則として一つにまとめることはできますか？

まとめることは差し支えませんが、業務管理規則の部分と品質管理規則の部分を明確に区分する必要があります。

Q86. 混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとありますが、事業所単位で設置する必要がありますか、また、実地に管理するとはどういう意味ですか？

基本的に製造事業所単位で設置し、その事業所ごとに定めた飼料業務管理規則により管理を行って下さい。

Q87. 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインを基に飼料製造業者および販売業者は飼料業務管理規則を策定することになっていますが、管理規則はあらかじめ国等でチェックを行いますか？

事前に内容等のチェックは特に行いません。立入検査の際に、管理規則の整備状況を含めたガイドライン遵守状況を確認し、不備が認められた場合には指導が行われます。

Q88. 自家配農家についても、飼料等の製造業者と同様、飼料業務管理規則、飼料品質管理規則の策定等を行うものと解釈してよいですか。免除する規定はありませんか？

自家配農家のうち、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止という観点から必要な経営にあっては各管理規則を策定する必要があります。

具体的には、複数の農家が共同利用施設で自家配合を行っている、農家において反すう動物用とそれ以外の家畜用の両方について自家配合を行っている、飼料として流通していない原料を用いて自家配合飼料を製造している等の場合について管理規則を策定することが必要であり、例えば、単に A 飼料である配合飼料に自家生産した粗飼料を混合し TMR として給与している事例などでは管理規則の策定までは不要です。ただし、この場合もガイドラインに沿って飼料の受入れ、保管および給与等を行うことが必要です。

規則の内容については、当該農家の状況から見て必要ないもの（出荷に関する事項等）に関しては規則を策定する必要はありません。

Q89. 「管理規則」について、何かひな型をお示しいただけないでしょうか。

参考 1～4 に例示しておりますので参考にしてください。